

稚内市次世代育成支援行動計画


(平成 22 年度～平成 26 年度 後期計画)

稚内の 子育て 提言

稚内市子育て推進協議会

家族のふれあい いたわり あいを大切にしてい ますか。

- 誕生日、卒業・入学など成長の節目を家族で感動的に。
- 笑顔のあいさつで家族の心の結びあいを。
- 子どもの話には、共感と励まし、少しのアドバイスを。
- 親の苦労や夢・生き方を語る機会をつくりましょう。



かわいいからこそ甘やかさない。生きる厳しさを教えていますか。


- 早寝・早起き、朝食など、しっかりした生活習慣を。
- テレビ・ゲームは家族の約束で節度をもたせましょう。
- 家事を分担させ、働くことの大切さ、責任感、達成感を。
- 生命の尊さ、人権の大切さ、感謝と思いやりの心を。

子育て活動は、中学校原単位、幼稚園単位、町内会単位、児童館単位、(現在十八団体の)に、稚内市子育て推進協議会を構成し、稚内市を推進する。文字通り「市ぐるみ」の子育てをすすめています。

このまちを元気に育てるには、子育て活動が欠かせません。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、つぎつぎの世代に引き継いでいくことが大切です。


学校・家庭・地域 の力あわせを大 切にしていますか。

- 町内ぐるみで、子どもたちを見守り、励ます活動を。
- 学びあい、励ましあいの P T A 活動の一層の工夫を。
- 保幼小中高大の連携で子どもたちに「生きる力」を。




ケータイ・ネットを
使いこなせる力を
育てましょう。

- 学校では「ケータイ・ネット」の危険な面をきちんと教えましょう。
- 家庭では、親子の話しあいで、使い方の約束ルールを決めましょう。
- P T A では、家庭の取り組み方を学びあい交流しましょう。




子は親・大人、地域 の鏡。大人どうし の力あわせを大切に。

- 近所づきあいを大切に、大人のつながりを。
- 地域で子育ての語りあいの輪を広げましょう。
- 社会のマナーをしっかりと示せる大人に。



■制作：2009.5.5 稚内市子育て推進協議会（連絡先 稚内市教育委員会社会教育課 0162-23-6161）



わたしたちの目の前には 未来をつくる子育ての現場を

稚内市・稚内市教育委員会

目 次

第1部 総論

第1章 行動計画（後期）の実施にあたって	
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画策定の位置付け	2
第3節 前期行動計画の検証	3
第2章 計画策定の基本的な考え方	
第1節 基本理念	6
第2節 基本施策	6
第3節 施策の目標	6
第4節 計画の体系	7
第3章 稚内市の現状	
第1節 人口動向	9
第2節 放課後児童施設の動向	10

第2部 施策の展開

第1章 地域における子育て支援	
第1節 地域における子育て支援サービスの充実	11
第2節 保育サービスの充実	12
第3節 子育て支援ネットワークづくり	13
第4節 児童の健全育成	14
第2章 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	
第1節 子どもや母親の健康の確保	16
第2節 食育の推進	18
第3節 思春期保健対策の充実	18
第4節 小児医療対策の充実	19
第3章 支援を必要とする児童へのきめ細やかな取組の推進	
第1節 児童虐待防止対策の充実	20
第2節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	21
第3節 障がい児支援の充実	22

目 次

第2部 施策の展開

第4章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
第1節 次代の親の育成	23
第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	24
第3節 家庭や地域の教育力向上	25
第5章 職業生活と家庭生活の両立の推進	
第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	27
第2節 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備	28
第6章 子育てを支援する生活環境の整備	
第1節 良質な住宅環境の確保	29
第2節 安全な道路交通環境や安心して外出できる環境の整備	30
第3節 安全・安心まちづくりの推進	30
第7章 子ども等の安全の確保	
第1節 子どもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための活動の推進	31
第2節 被害に遭った子どもの保護の推進	32

第3部 数値目標一覧

第1章 稚内市次世代育成支援行動計画特定12事業数値目標	33
------------------------------	----

第4部 資料編

第1章 稚内市次世代育成対策地域協議会	
第1節 稚内市次世代育成対策地域協議会条例	35
第2節 稚内市次世代育成対策地域協議会委員名簿	36
第3節 稚内市次世代育成対策地域協議会経過	37
別表 稚内市子ども憲章・子育て平和都市宣言	



第1部 総論

第1章 行動計画（後期）の実施にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

平成15年7月、国は急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く子育て環境の変化に鑑み、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、全ての地方公共団体や一定規模の事業主はその責務として、家庭その他の場において子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮しなければならないとしています。

また、平成19年12月には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、次世代育成支援に取り組むことの必要性が示されています。

本市においても、平成16年度に学識経験者、事業主、教育関係者、子育て関係者等で構成される「稚内市次世代育成対策地域協議会」を設置し、平成17年度から平成26年度の10年間を期間とする「稚内市次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画の基本理念の下、独自の子育て支援策を実施し子育てしやすい環境の整備に努めてまいりました。

このたび、策定から5年を経過したことから、前期計画の実施状況を踏まえながら、ニーズ調査や現状、社会情勢、経済状況、雇用情勢など様々な要因を見据えたうえで、後期に当たる平成22年度から平成26年度までの「稚内市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定することとしました。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期									
				見直し	後期				



第2節 計画策定の位置付け

前期行動計画策定

国	少子化対策推進法・新エンゼルプラン	平成11年12月
道	北海道エンゼルプラン～北の大地でのびのび子育て～	平成9年2月
道	北海道男女共同参画プラン	平成9年2月
市	第3次稚内市総合計画～わっかない21世紀の風～	平成11月3月

継承

稚内市エンゼルプラン 平成14年度～平成20年度
第2次稚内市母子保健計画 平成14年度～平成18年度

発展

稚内市次世代育成支援行動計画 平成17年度～平成26年度

稚内市次世代育成支援行動計画（前期） 平成17年度～平成21年度

継承
見直し

第4次稚内市総合計画（平成21年度～平成30年度）

連動

稚内市次世代育成支援行動計画（後期期計画）
（平成22年度～平成26年度）

連動

学校教育推進計画

生涯学習推進計画

住宅マスタープラン

男女共同参画行動計画

第3節 前期行動計画の検証

「地域における子育て支援」

前期行動計画の5年間において、本市では行政のみならず、保育所や児童館などの児童福祉施設、幼稚園や学校などの教育機関及び地域などと連携した全市的な子育て支援を掲げてきました。

幼保一元化の推進により、これまで皆無だった民間保育所が開設され、保育所数、定員ともに増加し、待機児童の減少が図られました。

また、保育所に併設する形で子育て支援センターの整備を進めた他、幼稚園児と保育園児の合同保育の実現、つどいの広場の開設などにより、集団教育、集団保育の機会の増加を図ってきました。幼児期の子どもに基本的な生活習慣を身につけてもらうことはもちろん、同年代の子どもとの交流により豊かな情操を育み、心身の発達を促し、さらには親同士の交流の場にもなっています。

市内小中学校においては、本市独自の教員採用により、少人数教育（チームティーチング）の実現など、子ども一人ひとりにより手厚く対応できる体制を作り、IT教育のためのコンピューター機器の導入、英語教育のためのALT（外国語指導助手）の増員を図ってきました。

また、市内の子育て支援サークルやボランティアで構成される稚内市子育て支援ネットワークの設立は、これまで個別に活動してきた各団体の連携や情報共有の強化につながり、地域の子育て力の底上げや啓発につながりました。稚内市在宅育児支援の三本柱と称した子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場の運動会や交流会は好評を得ており、今後の継続を望む声が寄せられています。

行動計画（後期）においては、地域との連携を図りながら更なる強化が求められます。



「母性及び乳幼児の健康の確立と増進」

妊娠期における母親の健康診査や乳幼児期の健康診査、歯科健診や各種予防接種事業などは認知度が高く、これに加えマタニティ教室、パパママ教室などの各子育て教室への関心も高く、受診率や参加者が多くなっています。

また、本市独自に特定不妊治療費助成事業を導入し、子どもを望んでいる夫婦のサポート体制も整備しました。

さらに、乳幼児がいる家庭に保健師が訪問し、育児に関する様々な相談や情報提供などを行ってきましたが、平成21年度からは「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」として、これまでの保健師のみの訪問に保育士も加えた体制へと強化しました。

本市では食を通じて健全な心身を養うという食育の理念の下、学校教育の一環である学校給食の中で食や栄養についての講話を行うなど「食の教育」に取り組むとともに、保育所、幼稚園においては畑見学や収穫体験を通じた学習など、子どもの年齢に応じた食育に取り組んできました。

今後についても、各家庭や地域の独自性なども見据えた事業展開が必要です。



「支援を必要とする児童への細やかな取組の推進」

本市では出産時や子どもの健診時、また幼稚園や学校、広報紙やホームページなどを通じて子どもや子育てに関する種々の情報を、様々な方法で提供することに努めてきました。全ての子育て家庭が等しくこのような情報に触れることができる機会を提供していくことが重要です。

児童虐待については、未然防止と早期発見に努めるため要保護児童対策地域協議会(※1)である稚内市児童問題連絡会の機能強化として「児童虐待防止マニュアル」及び「児童虐待相談・通告票」、「児童養育問題・相談票」の作成や市内の児童福祉施設を中心に児童虐待通告義務施設である旨の表示板を掲示するなど、通告相談体制の迅速化を図り、構成団体や地域への周知、意識向上に努めました。

母子世帯、父子世帯などのひとり親世帯への就業支援として、保育所、学童保育所の充実を図り、特に母子世帯の総合相談窓口として、こども課に母子自立支援員、家庭児童相談員を配置してきましたが、今後も継続することが必要不可欠であると考えます。

※1 要保護児童対策地域協議会・・・虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関〔児童福祉法第25条の2〕



「子育てと仕事の両立支援」

女性の社会進出が進み、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増え、両親共働きの家庭が増加していることから、親の就労中の保育体制の充実が求められています。

本市では幼保一元化の推進により認可保育所と保育所定員の増加を図り、地域活動拠点センターの整備と併せて学童保育所や児童館などの放課後児童施設の充実も進めてきました。特に児童館では地域の子育てサークルやスポーツ団体などの利用が進んでいます。さらに平成21年度には新たな取り組みとして、声問小学校内に放課後子ども教室を設置し、声問小学校の全児童が登録し、活発な活動を行っています。

ファミリー・サポート・センターでは、年々会員数が増加し、会員同士の相互援助活動時間も増加していることから、平日のみならず日曜、祝日や夜間などの通常保育の時間帯では預ることができない時間帯をカバーすることが可能となりました。

また、子どもが保育所、幼稚園に通う家庭の保育料等の負担軽減を図るため、本市独自に幼稚園入園料や保育所保育料を助成してきました。

今後は、国の制度の動向も勘案しつつ、各体制の見直し、継続が求められます。

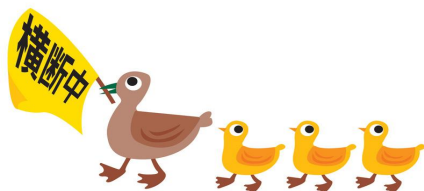


「子どもの安全確保と生活環境整備」

本市では、地域の方々の協力により登下校時にスクールガードを配置したり、稚内警察署、稚内市こども安全育成センターを中心に「こども110番の家」や「安心安全マップ」を作成して、子どもたちの安全の確保に努めてきました。

また、幼児や小学生を対象にした交通安全教室を継続して実施するとともに、車輛を運転する側の大人を対象とする交通安全運動にも全市を挙げて取り組んできました。

子どもに優しい環境づくりとして、公共施設に限らず子どもが利用する施設の受動喫煙防止策を進める他、幼児と一緒に外出する母親から多く要望があるトイレ内のおむつ替えコーナーの設置などについても、今後さらに進める必要があります。



前期行動計画特定14事業の実施状況について

特定14事業とは、次世代育成支援対策推進法により、市町村が実施に努めることとされた事業について、国が各自治体に目標を数値化して設定することを求めた14の事業です。

本市では、前期行動計画策定のニーズ調査の結果や地域協議会の意見を踏まえ、下記のとおり平成21年度目標値を設定し、全14事業のうち9事業に目標値を掲げ、うち7事業において目標を達成することができました。

特定保育事業と休日保育事業については実施に向けた調査・研究を行ってきましたが、新たに事業化するに当たっては、人員の配置や保育室の準備などの課題があります。

事業名	平成16年度 実施事業	平成21年度 目標値	平成21年度 実施値
【居宅における支援事業】			
①乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	—	—	—
②ファミリー・サポート・センター事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
【短期預かり支援事業】			
③放課後児童健全育成事業	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	—	—	—
⑤子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	—	—	—
⑥乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）	—	—	—
⑦一時保育事業（一時保育等）	—	4ヶ所	5ヶ所
⑧特定保育事業（短時間保育）	—	1ヶ所	0ヶ所
【相談・交流事業】			
⑨つどいの広場事業	—	1ヶ所	1ヶ所
⑩地域子育て支援センター事業	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所
【保 育】			
⑪通常保育事業（認可保育所）	300人	410人	410人
⑫延長保育事業	3ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
⑬休日保育事業	—	1ヶ所	0ヶ所
⑭夜間保育事業	—	—	—



第2章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市のすべての子どもが元気に育ち、すべての親がゆとりを持ち安心して子育てができ、人々が温かく子育てを見守ることができる地域社会を創るために、あらゆる子育て支援制度と地域の人的・社会的資源を積極的に活用し、次世代育成のための子育ての「総合力」を創りだすため、本計画の基本理念を『**稚内市が全国に誇れる「子育て運動」を礎に、元気はつらつ、未来にすすむ子育て支援**』と定め、地域、学校、企業、行政など社会全体が協力して計画の推進に努めることとします。

第2節 基本施策

元気な子どもを育む地域づくりの推進

子育て支援を重視した保健体制と各種相談体制の充実

社会の子育て意識改革、子育てと仕事の両立支援の促進

子どもに安全で優しい生活環境の整備促進

第3節 施策の目標

地域ぐるみの子育て支援活動の推進

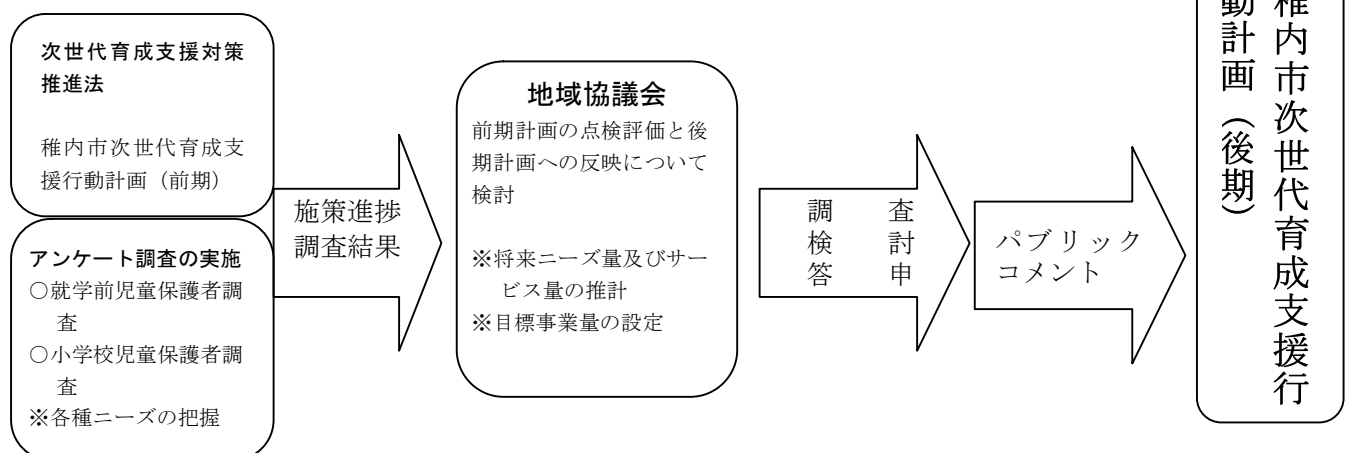
母子の健康増進と食育運動の推進

子育て支援重視の相談体制の確立

子どもの権利を尊重した両立支援の推進

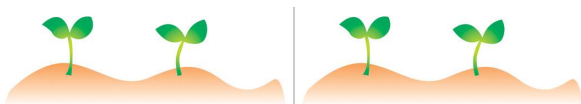
子どもの安全確保と子育て支援設備の整備促進

計画策定の手順



第4節 計画の体系

基本施策	施策の目標	行動計画
<p>1 元気な子どもを育む地域づくりの推進</p> <p>子どもの自己研鑽や他者を思いやるといった「生きる力」は、多様な人とのふれあいや、様々な体験や活動を通じて得られます。地域での多様な体験活動の充実による子どもの育成が求められています。そのために、家庭教育、幼児教育、学校教育の充実はもちろんのこと、児童館、子育て支援センターなどの子育て機能の強化、子ども会や子育てボランティア団体、各種スポーツ団体等、地域活動を積極的にサポートし地域ぐるみの子育て支援活動を推進します。</p>	<p>地域ぐるみの子育て支援活動の推進</p> <p>第1章 地域における子育て支援</p>	<p>(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 児童の健全育成</p>
<p>2 子育て支援を重視した保健体制と各種相談体制の充実</p> <p>家庭は、子育ての基本となる場であり、家庭において子どもと過ごす時間のなかで、子育ての楽しさを実感し、親子の絆を深めるとともに、親としての自覚や責任感を意識する場でもあります。しかし、子育てをする親にとっては、子育てに関わる知識や体験が少ないために、子どもの養育をはじめ医療・保健・給付・福祉・保育・教育制度など様々な点で不安感や負担感があります。</p> <p>家庭の子育て支援を重視した各種の相談体制の充実が大切です。</p> <p>そのために、子どもの成長のライフステージにおける各種の情報提供と相談体制の一層の充実を図り、母子の健康増進と子育て支援を重視した相談活動を推進します。</p>	<p>母子の健康増進と食育運動の推進</p> <p>第2章 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>子育て支援重視の相談体制の確立</p> <p>第3章 支援を必要とする児童へのきめ細やかな取組の推進</p>	<p>(5) 子どもや母親の健康の確保 (6) 食育の推進 (7) 思春期保健対策の充実 (8) 小児医療対策の充実</p> <p>(9) 児童虐待防止対策の充実 (10) ひとり家庭等の自立支援の推進 (11) 障がい児支援の充実</p>



基本施策

施策の目標

行動計画

3 社会の子育て意識改革、子育てと仕事の両立支援の促進

仕事をしながら子どもを産み育てる世代は、核家族化が進み地域のコミュニティ意識の希薄化、長引く経済不況とリストラなど、不安定な社会情勢におかれていると言われています。

今、地域ぐるみで次世代につながる子育てを支援していく必要があります。

そのために、働く保護者のみならず、子どもの基本的権利を理解・尊重して、子育てをしやすい就労環境や保育対策、放課後児童対策等を推進します。

子どもの権利を尊重した両立支援の推進

第4章

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (12) 次代の親の育成
- (13) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (14) 家庭や地域の教育力向上

子どもの権利を尊重した両立支援の推進

第5章

職業生活と家庭生活の両立（ワークライフバランス）の推進

- (15) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (16) 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

4 子どもに安全で優しい生活環境の整備促進

都市化が進み、子どもが交通事故、犯罪や災害などの危険にさらされ、身近な自然が失われて、子どもの遊び場も少なくなっていく中で、子どもの安全の確保、生活環境の整備と充実、遊び場の確保はとても大切なことです。

特に、子育てに配慮した公共住宅の供給、地域の商業・公共施設トイレ内のベビーチェアの設定や子どもの安全に配慮した駐車場確保など、地域全体で子どもや親子に安全でやさしいまちづくりを推進します。

子どもの安全確保と子育て支援設備の整備促進

第6章

子育てを支援する生活環境の整備

- (17) 良質な住宅環境の確保
- (18) 安全な道路交通環境や安心して外出できる環境の整備
- (19) 安全・安心まちづくりの推進等

子どもの安全確保と子育て支援設備の整備促進

第7章

子ども等の安全の確保

- (20) 子どもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (21) 被害に遭った子どもの保護の推進



第3章 稚内市の現状

第1節 人口動向

就学人口及び総人口

各年度5月1日時点（単位：人）

年度	小学生	中学生	高校生	総人口
17	2,089	1,199	1,328	41,885
18	2,032	1,159	1,270	41,268
19	2,023	1,100	1,252	40,628
20	2,033	973	1,218	39,831
21	2,025	934	1,206	39,434

就学前児童の状況

各年度5月1日時点（単位：人）

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
17	345	375	348	318	398	362	2,146
公立保育所	16	31	35	37	60	72	251
私立保育所	6	12	12	9	7	3	49
幼稚園	0	0	0	163	270	252	685
へき地保育所	0	2	9	25	30	30	96
事業所内保育所	3	13	9	4	0	0	29
在宅児童	320	317	283	80	31	5	1,036
18	361	347	376	347	379	363	2,173
公立保育所	17	38	44	46	46	65	256
私立保育所	6	13	13	14	12	8	66
幼稚園	0	0	0	182	247	264	693
へき地保育所	0	2	11	26	34	21	94
事業所内保育所	4	8	11	0	0	0	23
在宅児童	334	286	297	79	40	5	1,041
19	364	334	359	294	420	336	2,107
公立保育所	12	32	39	45	46	41	215
私立保育所	7	12	23	17	18	17	94
幼稚園	0	0	0	153	290	244	687
へき地保育所	0	1	10	16	30	25	82
事業所内保育所	3	10	7	0	0	0	20
在宅児童	342	279	280	63	36	9	1,009
20	297	338	327	331	320	388	2,001
公立保育所	9	25	25	31	39	44	173
私立保育所	14	25	33	29	22	25	148
幼稚園	0	0	0	167	229	292	688
へき地保育所	0	1	1	20	20	21	63
事業所内保育所	2	7	11	3	0	0	23
在宅児童	272	280	257	81	10	6	906
21	285	313	330	328	334	305	1,895
公立保育所	11	18	26	25	30	32	142
私立保育所	17	38	46	36	37	32	206
幼稚園	0	0	0	148	234	219	601
へき地保育所	0	1	2	15	20	18	56
事業所内保育所	3	8	4	1	0	0	16
在宅児童	254	248	252	103	13	4	874

将来人口の推計

(住民基本台帳を用いてコーホート変換法により算出)

年齢	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	276	264	252	241	227
1 歳	281	280	268	256	245
2 歳	301	273	272	260	248
3 歳	326	294	267	266	254
4 歳	313	317	286	260	259
5 歳	326	307	311	280	254
6 歳	301	316	298	302	272
7 歳	378	304	320	302	306
8 歳	316	367	296	311	293
9 歳	336	302	351	282	297
10 歳	343	331	297	345	277
11 歳	314	320	309	277	322
12 歳	306	306	312	301	270
13 歳	319	309	309	315	304
14 歳	278	316	306	306	312
15 歳	345	274	312	302	302
16 歳	341	338	268	305	296
17 歳	375	340	337	267	304
18 歳	372	351	317	316	249
児童人口	6, 147	5, 909	5, 688	5, 494	5, 191
総人口	38, 839	38, 164	37, 411	36, 663	35, 898

第 2 節 放課後児童施設の動向

学童保育所登録児童数

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
中央学童保育所	26	41	31	31	27
緑学童保育所	63	82	80	61	46
東学童保育所	32	37	42	51	54
富岡学童保育所	47	56	78	63	72
計	168	216	231	206	199

児童館延利用人数

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年度
中央児童館	8, 923	8, 368	7, 837	7, 591	7, 174
富岡児童センター	21, 220	21, 638	21, 285	20, 209	18, 088
港ふれあいセンター	6, 060	6, 434	7, 368	8, 110	8, 394
東児童館	10, 158	9, 802	11, 323	10, 142	9, 946
南地区プレーパーク	4, 924	6, 327	8, 617	8, 572	8, 003
白樺児童館	7, 989	9, 413	—	—	—
富士見児童会館	1, 225	1, 471	939	1, 595	1, 656
計	60, 499	63, 453	57, 369	56, 219	53, 261



第2部 施策の展開

第1章 地域における子育て支援

現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などに加え、父親の長時間労働や近隣関係の希薄化など地域でのネットワークが弱体化していると言われる中で、本来楽しいことであるはずの子育てが母親の負担となるなど、母と子どもが二人きりで周囲から隔絶された一日を過ごす「子育ての孤立化」が指摘されております。

本市では「子育ての孤立化」「子育ての不安」を解消できるよう、私立保育園における地域子育て支援センター事業の実施やつどいの広場の開設等により、子育て親子が気軽に集い交流できる場を提供するとともに、子育ての悩みを相談できる環境を整備しました。

また、児童館、学童保育所などを開設し、放課後児童の健全育成を図るとともに、子ども会活動など多様な活動への参加機会を提供してきました。

さらに、生後4か月までの乳児がいる家庭へ全戸訪問を行うことで、育児不安を解消し、特に養育について支援を必要とする場合は、継続して訪問をしながら相談や援助を行っています。

ニーズ調査で「どのような子育て支援の充実について」の設問に対し、「幼稚園・保育所の利用負担軽減」「誰でも気軽に利用できる公的な保育サービスの充実」「親子が安心して楽しめる身近な場の提供」「子育て相談や情報が得られる場の整備」等、多くの意見・要望がありました。

地域における子育て支援は、子育て家庭の生活の場である身近な地域を中心として、必要に応じた様々なサービスの提供を目指していかなければならないと考えます。

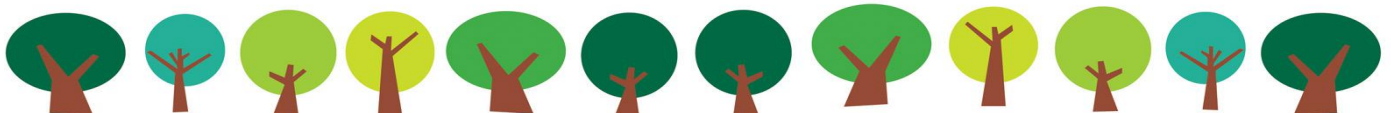
第1節 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化が進む中で、子育て中の親が地域から孤立することなく子育てができるよう、地域がもつ「子育て支援機能」を活用し「地域子育て支援センター事業」や「こんにちは赤ちゃん事業」など、様々な子育て支援サービスの充実を図ってきました。

ニーズ調査によると「子どもが病気の場合の保育について」の設問に対し、多くの保護者は「仕事を休まざるを得なかった」と回答しており、病時期や回復期における保育ニーズがあることから、今後は、ファミリー・サポート・センター事業や民間の認可外保育施設等とも連携し「病児・病後児保育」の実施に努めます。

また、保護者の疾病や社会的事情により、家庭で子どもを養育することが困難になったときに、短期的に養育・保護する事業（ショートステイ）や、仕事等の理由により夜間や休日に急に保護者が不在になったときに、子どもを養育・保護する事業（トワイライトステイ）の実施に向け検討を行います。

子育てサービスや子育てに関するイベント等の情報発信は、本市のホームページや広報紙等で行っていますが、より見やすく分かりやすいホームページづくりなど情報提供の充実に努めます。



【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
子育て支援推進事業		
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしたい人と援助をしてほしい人をニーズに応じて紹介します。	こども課
つどいの広場	病児・病後児の保育ができる体制を構築するため、人材の発掘に努めます。	
地域子育て支援センター	親同士が交流し、育児相談等を行える場を提供します。	
在宅育児支援事業	親同士の情報交換や育児相談を行える場の提供を民間保育所に委託して実施します。	
子育てサービス提供事業 (子育て短期支援事業)	ファミリー・サポート・センター、つどいの広場、地域子育て支援センターが合同で、「子育て講演会」「わいわい交流会」「ちびっこ集まれ大運動会」等を開催し、在宅で育児している家庭の交流支援を行います。	
保育サービス提供事業 (子育て短期支援事業)	保護者の病気や仕事の都合など、家庭で一時的に養育が困難となった子どもを短期間預かり、養育・保護を行うショートステイ事業、トワイライトステイ事業について、認可外保育施設や関係機関と連携して実施に努めます。	こども課
子育て情報の提供	市ホームページ上で「子育て掲示板」「メール相談」を行います。	こども課
親子健康支援事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供をするとともに、母子の心身の状況等を確認します。	保健課

第2節 保育サービスの充実

本市では、幼保一元化の推進により保育所待機児童の解消や就学前児童の養育環境の整備を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育を実施し、保育体制の強化を図ってきました。

今後は、急な発熱などで集団保育が困難になった子どもを一時的に預かる「病児・病後児保育」、短時間勤務者のための「特定保育」、日曜・祝祭日の勤務に対応する「休日保育」など、特定の目的のための保育の実現に向けた検討を進めます。

また、国が定める新保育所保育指針を踏まえ、保育者が自己評価するなど保育の質の改善・向上を目指すことや、保育所職員の研修体制を充実し良質な保育サービスの提供に努めます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
私立保育所運営支援事業	私立の認可保育所に必要な経費を負担し、保護者のニーズに合った保育サービスを行います。	こども課
保育サービス提供事業		こども課
通常保育	認可保育所による乳児や特別な保育を必要とする子どもへの保育を行います。	
延長保育事業	子育てと仕事の両立を支援するために、平日に保育時間を延長します。	
一時保育事業	専業主婦家庭等の育児疲れ解消や家族の急病、保護者の短時間勤務のため保育が必要となる子どもの保育を行います。	

主な事業等	内容	所管課
保育サービス提供事業		こども課
短時間保育等	保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の変化に対応し、短時間の保育サービスを行います。	
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要の変化に対応し、日曜・祝日等の休日に保育が必要となる子どもを保育します。	

第3節 子育て支援ネットワークづくり

地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、本市では平成17年4月に子育てサークルや子育て支援ボランティア団体、子育て関係機関で構成する「稚内市子育て支援ネットワーク」を設立しました。現在は27団体、会員数2,700名となっており、様々な子育て支援を行っています。

しかし、各団体の自主性を尊重するあまり、スムーズな連携が図られていないとの指摘もあることから、今後各団体の情報の共有化や団体及び事業のPRなど、更なる相互連携を図り、地域の子育て力を強化します。

現在、転入時や乳幼児健診時に「稚内市子育て関連施設 わいわいマップ」や「ポケットわいわい」を配布するなど子育てに関する情報提供を行っており、今後も内容の充実を図ります。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
子育て支援推進事業		こども課
「稚内市子育て支援ネットワーク」事業	地域の子育てサークル、子育て支援ボランティア団体及び子育て関係組織と就学前児童とその親が、地域における子育て支援の情報交換と相互協力を行うことにより、児童福祉の向上と親の子育て力の推進を図ります。	こども課
「先輩ママの子育て応援団」事業	若千年上の先輩ママが無償ボランティアとして、新米ママへ身近な生活情報や子育て情報の提供などのアドバイスを行います。	
子育て情報提供事業	子育てガイド「わいわい子育て」や「子育てマップ」の発行の他、ホームページで子育て情報交流コーナーを開設し、子育てに関する様々な情報の提供を行います。	
※ファミリー・サポート・センター(再掲)	地域で支えあう会員組織(ファミリー・サポート・センター)を運営し、子育ての援助をしたい人と援助を受けたい人のネットワークを作ります。	
地域活動拠点整備推進事業	地域住民の活動の場、多世代にわたって利用できる交流の場を提供します。	地域振興課
民生児童委員活動支援事業	主任児童委員、民生児童委員と連携を図り、情報共有と地域での子育て支援を推進します。	社会福祉課 こども課



【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
※社会教育活動支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育人材バンク「学びと遊びの玉手箱」を発行・配布（生涯学習活動を行う市民団体、サークル、指導者、一芸名人の情報を収集し、市民に提供）します。 ・各種サークル指導者を育成します。 	社会教育課
※子ども会活動推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの育成と活動を支援します。（リーダースクールの実施） 	社会教育課
図書館サービス提供事業	図書館における子どもの本の情報提供や読書相談を実施し、ボランティア団体の活動を支援します。	図書館
広報活動事業	FM放送、テレビ、ホームページ等で子育て情報等を発信します。	地域振興課
ホームページ運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する市のホームページの改善・情報の更新を行います。 ・市のホームページから各教育機関や民間団体等のホームページへリンクしています。 	I T推進課

第4節 児童の健全育成

地域における児童数の減少は、遊びを通じて培われていた社会性や規範意識の形成に大きな影響を与えていると言われています。

放課後や土曜日に家庭に保護者がいない小学校低学年（主に小学校1～3年生）を対象とした学童保育所や、児童館、学校の空き教室の活用による「放課後子ども教室」は、子ども達が生活や遊びの場として、安全で快適でなければなりません。

遊びの指導や子どもの安全管理、生活指導を行う学童保育所指導員や児童館厚生員の質的向上を目指し、研修などを積極的に実施します。

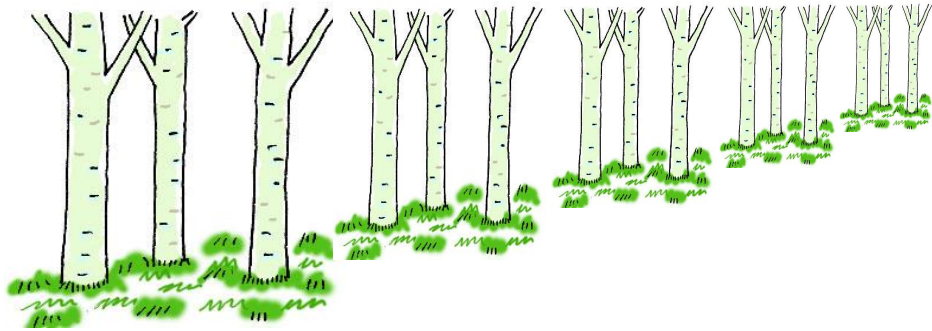
地域の中で子どもを育てていくため、家庭だけではなく子育て経験者や子育てボランティア団体、町内会、PTAなどと連携を図り学童保育所や児童館の利用促進やサービス向上に努めます。

また、青少年科学館のサイエンススクール、少年自然の家による自然体験学習、ジュニアスポーツ教室などと積極的に連携し、放課後児童の健全育成の充実を図ります。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
放課後健全育成事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 児童館 学童保育所 放課後子ども教室 </div>	放課後等に、子ども達に安全で自由に遊べる空間・生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、その保護者を支援します。	こども課
子ども通貨「タラ」事業	児童館や学童保育所において、子ども通貨「タラ」を用いて、個々の希望に応じた事業展開を行い、子ども達の情操を高めます。	
※子ども会活動推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・十夢宗谷の自然探検学校を開催します。 ・スポーツ大会・かるた大会を開催します。 	社会教育課
青少年交流事業	サハリン州の友好都市3市や群馬県太田市、沖縄県石垣市等、国内外の都市とのスポーツ、文化・学術等の交流や研修、調査、情報収集等の事業に対し支援します。	社会教育課 サハリン課

主な事業等	内容	所管課
自然科学学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・科学館による天体観望会、サイエンススクール、プラネタリウム学習などを開催します。 ・水族館で、水棲生物の飼育・展示・飼育体験学習やサマースクールなどを実施します。 	科学振興課
自然体験学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の家による自然クラブ、わんぱくチャレンジ、わくわく土曜日などを開催します。 ・「わっかない育みの里」、「自然体験施設」などを活用した自然体験活動を実施します。 ・南小の森の植林・造成を行います 	社会教育課
※図書館サービス提供事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ・読書感想文コンクール等を実施します。 ・図書館まつり・図書館フェスティバル等を開催します。 ・移動図書館車の運行による巡回図書サービスを提供します。 	図書館
スポーツ施設整備活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい各体育施設を提供（体育館、スキー場、パークゴルフ場など）します。 ・水夢館による各種プログラムを実施します。 ・スポーツ少年団へ学校体育施設を開放します。 	社会教育課



第2章 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

現状と課題

女性にとって妊娠・出産期は、心身に急激な変化を与え、また子育てという責任が新たに加わることから、育児に対する悩みや不安が生じる時期です。誰もが安心して妊娠・出産、育児ができ、社会全体で子どもの健やかな成長を支えるために、母子保健事業では妊娠時から乳幼児期の保健指導や健康診査など、母子保健法に基づいた各種事業を行うほか、本市独自の事業として特定不妊治療費を助成し、子どもを望む人への支援を行っています。

現在、乳幼児健康診査では乳幼児の健康の支援のほか、子育て支援も行っており、今後のこうした取り組みを一層充実することが必要です。

そうした一方で、将来、子どもの父母となる中高校生や大学生に対して乳幼児とふれあう機会を提供しながら、思春期教育を通じ「子どもをいたわる心やいとおしく感じる心」を育まなければならないと考えます。

すべての子どもたちの健やかな成長や「生きる力」を養うためには、日常の体調管理が不可欠です。健全な食生活を送り、健康で豊かな人間性を生涯にわたって育ていけるよう、学校給食や保健指導を通じて「食」に関する指導を推進するとともに知識と実践力を培い、併せて家族ぐるみで食に対する関心を深めることができるような取り組みが必要です。

第1節 子どもや母親の健康の確保

安心して妊娠、出産や子育てができるように、母子健康手帳の交付・妊婦健康診査・マタニティ教室・パパママ教室を実施するほか、乳幼児健康診査・相談、予防接種など母子の健康の保持・増進を図ります。また、乳幼児の疾病等の早期発見・早期対応のほか、乳幼児を持つ母親及びその家族の育児不安等の解消を図るため、「こんにちは赤ちゃん事業」により生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭を保健師や保育士等が訪問し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めます。

さらに、乳幼児の主たる死亡原因の一つである誤飲、転落・転倒、やけど等の事故防止に向けた啓発等の取り組みを実施します。

生涯自分の歯で食べ健康で豊かに暮すためには、乳幼児期の歯の状態による影響が多いことから、歯科検診、歯科健康教育等を実施し、歯科保健の向上を図ります。

また、妊娠を望む夫婦にとって不妊治療は自己負担も多く精神的にも厳しい側面があります。そのため、特定不妊治療費の助成や相談を継続します。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
図書館サービス提供事業 (ブックスタート事業)	7～8か月の乳児のいる家庭に絵本や読み聞かせアドバイス集などの入った「ブックスタートパック」をプレゼントし、絵本を通して親子が楽しい時間を分かち合い、乳児期より本に親しむ機会を応援します。	図書館



【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
親準備事業		
妊婦健康支援事業	安心して妊娠・出産・子育てに望めるよう、妊娠届出による母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の助成、マタニティ教室・パパママ教室などの健康教育や健康相談を行います。	保健課
マタニティ教室	妊婦の歯の健康と生まれてくる赤ちゃんのために歯科衛生士による歯科健康教育及び個別歯科相談を実施します。	
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を行っているご夫婦に対し治療費の一部を助成します。	
親子健康支援事業		
乳幼児健診・相談事業	子どもの健康の保持・増進や育児の悩みなどの解消のため、乳幼児健診（股関節脱臼検診・3～4か月乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）・相談（7～8か月乳児健康相談・1歳児健康相談・親子なんでも相談等）や母子訪問（妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児等）を実施します。また、歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士による歯科指導も実施します。	保健課
※こんにちは赤ちゃん事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩み相談の対応や体重測定などを行ない赤ちゃんの成長の確認をするとともに子育てに役立つ情報を提供します。	
養育支援家庭訪問事業	養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、短期又は中長期的に支援していきます。また、必要に応じ関係機関との連携を図ります。	
親子健康教育事業	乳児とその親を対象にした保育士によるすくすく赤ちゃん教室や幼児とその親を対象にした親子クッキング教室を行い、乳幼児を持つ親子の子育て及び健康支援を図ります。	
フッ化物等塗布事業	乳幼児にフッ素及びサホライド塗布を実施することでむし歯の予防及び進行防止を図ります。	
感染症予防対策事業（予防接種対策事業）	BCG、三種混合、二種混合、ポリオ、麻しん風しん（MR）混合、麻しん、風しんの予防接種を実施し感染症予防に努めます。	保健課
子育て支援推進事業（乳幼児等医療費助成事業）	就学前の乳幼児の医療費と小学生の入院費用について助成します。	総合窓口課



第2節 食育の推進

子どもの健康づくりは、基本的な生活習慣や食習慣が大切です。とりわけ、食事は、ただ単に「食べる」ことではなく、健康な生活を送る上で不可欠であり、会話を楽しみながらの食事は情緒面での発達や家族関係等、人格形成の過程で大きな役割を果たします。

妊娠期・授乳期・離乳食初期から完了期など乳幼児の成長に合わせて、栄養士による栄養健康教育・相談を実施します。

また、保育所では年間食育活動の計画を立て発達の段階に応じた食事を提供するとともに、子育て支援センターなどでの親子クッキング等の育児支援を通じ、幼少期から食育教育を推進します。

学童期にあっては、子ども達が健全な食生活を送り、健康で豊かな人間性を生涯にわたり育ていくために、食に関する知識と実践力を養い、併せて食に対する関心を家族や地域ぐるみで深めることができるように、小中学校単位で策定される全体的な指導計画のもとに食育を展開します。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
※私立保育所運営支援事業 (再掲)	私立保育所による年間食育活動計画を作成し個々の発達に応じた食事提供を行います。	こども課
※保育サービス提供事業(再掲)	公立保育所による年間食育活動計画を作成し個々の発達に応じた食事提供を行います。	こども課
学校給食提供事業	食育の一環としてセレクト給食のバイキング等を通じて食に関する指導を行い、食に対する知識を培います。また、栄養教諭を中心に食の教育に取り組みます。	学校給食課
親準備事業 (マタニティ教室)	妊娠中の栄養や離乳食初期について調理実習などを通じ、栄養士による栄養健康教育・個別栄養相談を行います。	保健課
親子健康支援事業		
乳幼児健診・相談事業	股関節脱臼健診では授乳期における母親の栄養及び離乳食初期について、3～4か月健康診査では離乳食初期、7～8か月健康相談では離乳食中期～完了期について栄養士による栄養健康教育を行います。	保健課
親子クッキング教室	食事に関心がでてくる2～3歳児を対象に親子で簡単にできる調理体験を行い、主体的に食べる力を育てます。また保護者に子どもへの適切な食事の与え方や関わり方の支援を行います。	

第3節 思春期保健対策の充実

成長過程の重要な時期である思春期は、身体的・精神的変化が一生の中でもっとも大きな時期です。

学校教育において、感染症を含む適切な性教育を実施することや、自他のいのちを尊重することを「赤ちゃんだっこ体験授業」、「生命の大切さの教育」を通して、男女が共同して家庭を築く大切さや子育てに関する理解を深める学習の場の機会を提供し、親準備のための教育を推進します。



【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
親準備事業 (思春期教育事業)	思春期世代への教育を推進します。	保健課
※教育相談・不登校等対策事業 (再掲)	問題行動やいじめ・悩み等がある児童・生徒とその保護者の問題解決と改善を図るため、地域、教育関係機関及び福祉関係機関と密接に連携し、子どもや子育て家庭への指導援助や相談を実施します。	学校教育課

第4節 小児医療対策の充実

子どもの健やかな成長には、日常生活はもちろんのこと緊急時にも必要に応じた適切な医療が受けられる体制が求められます。特に市立稚内病院は宗谷圏の小児緊急医療拠点病院にも位置づけられており、今後も医師の確保など、診療体制を堅持していく必要があります。

小児医療では、単に疾患の診断や治療だけではなく、乳幼児健診を通じて子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防、虐待の早期発見など、幅広い対応が必要となります。

本市が独自の対策として実施している開業医誘致を積極的に進めながら、各医療機関と連携を図り、医療体制の充実に努めます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
開業医誘致推進事業	本市の区域内に診療所を開設する開業医に対し、診療所開設に係る費用の一部を助成します。	保健課
感染症予防対策事業	感染症予防普及啓発事業の推進を図ります。	保健課



第3章 支援を必要とする児童へのきめ細やかな取組の推進

現状と課題

子育てのストレスや生活不安などから、子どもへの虐待が全国的に年々増加傾向にあり後を絶ちません。これらの要因として、虐待を受けて育った親が自分が子育てする段階で我が子に虐待をしてしまうという世代間連鎖や、パートナーとの関係を維持するために子どもを虐待してしまうことなどが指摘されています。

本市では、児童虐待防止に向け早期発見・早期対応に努めるとともに、家庭児童相談室及び児童福祉相談室に専門の相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。

ニーズ調査においては、各種相談窓口の認知度が低い状況ですが、その一方で今後は利用したいという回答が約6割あり、現在悩みがなくても将来の育児や家庭教育等に不安を抱えている状況があると考えられます。

また、家庭児童相談員や母子自立支援員を配置しひとり親家庭を支援してきましたが、今後も一層の充実を図る必要があります。

障がいのある児童に対しては、障がい児保育の実施や学校における特別支援教育の充実、また各種社会保障制度の活用等を進めてきましたが、今後も関係機関と連携しきめ細やかな対応に努める必要があります。

第1節 児童虐待防止対策の充実

家族の絆を大切にしながら子育てをすることや、地域社会の中に子育てをサポートする社会的資源がたくさんあることを周知し、児童虐待防止活動を推進します。

『稚内市児童問題連絡会』は児童福祉法の要保護児童対策地域協議会として位置付けられており、司法関係機関、教育関係機関、児童福祉関係機関、保健医療機関等が連携し、十分な状況把握に努め、ケース検討会議を開催し、保護者への助言や緊急保護など迅速な対応を行います。

また、児童虐待防止に対応するマニュアルを作成し、教育施設、児童福祉施設、小児医療機関、民生児童委員など、日頃子どもと多く関わる機関や関係者に配布することで周知を図るとともに、虐待に対する意識向上のための研修会・講演会を開催し、総合的な児童虐待防止体制を強化します。

しかし、児童の緊急一時保護に対応する機能が、現在の上川総合振興局保健環境部稚内児童相談分室（旭川児童相談所稚内分室）には設置されていないことから、児童を保護するに至っても、遠方の児童養護施設を利用することになるため、家庭機能の修復に時間を要するなどの問題があり、継続して一時保護機能を有した児童養護施設等の設置に向けた活動に取り組みます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
母子家庭等自立支援事業		
稚内市児童問題連絡会事業	関係機関と連携・協力し、児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や児童福祉に関わる困難事例を早期発見するとともに、児童虐待防止の啓発活動を推進します。	こども課
家庭児童相談・母子家庭自立支援事業	専任の家庭児童相談員を配置し、家庭における児童虐待や養育等、様々な問題について相談・アドバイスを行います。	
児童福祉相談事業	専任の児童福祉相談員を配置し、障がいや問題を抱える幼児・児童・生徒それぞれのケースに応じた指導や支援を行います。	

主な事業等	内容	所管課
親準備事業		保健課
妊娠届出・妊婦相談	妊娠届出時にアンケートを実施し、ハイリスク妊婦を早期に把握し、支援を図ります。また、随時妊婦の相談に応じ、妊娠期からの虐待予防に努めます。	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や相談に応じ子育てに役立つ情報を提供し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めます。	
養育支援家庭訪問事業	養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、短期又は中長期的に支援していきます。 また、必要に応じ関係機関との連携を図ります。	
乳幼児健診・相談事業	各種健診・相談において、子どもの健康及び保護者の育児の悩みなどに応じます。また、3～4か月乳児健康診査においては「子育てアンケート」を実施し、支援が必要な人の把握、適宜な支援を図る虐待予防マネジメントシステム事業を展開します。	

第2節 ひとり親家庭等の自立支援の推進

家庭児童相談員や母子自立支援員により、ひとり親家庭等で養育されている子どもの健やかな育成を促すため相談体制を強化します。

国・道・市によるひとり親を支援する各種制度を積極的に活用するよう働きかけ、経済的自立に向けた支援を図ります。

また、保育所や学童保育所への優先的入所など保護者が安心して就労できる環境づくりに努めます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
母子家庭等自立支援事業		こども課
家庭児童相談・母子家庭自立支援事業	ひとり親家庭が、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つことを目的とし、児童福祉相談員、家庭児童相談員、母子自立支援員を配置し、子育て家庭への相談や支援を実施します。	
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童に対し児童扶養手当を支給します。	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の医療費を助成します。	総合窓口課
稚内北星学園大学公開講座 (※市の実施計画外)	パソコンワープロ入門やパソコン表計算ソフト入門等の公開講座を行います。	稚内北星学園大学



第3節 障がい児支援の充実

障がいのある児童又は発達に遅れがある児童が個性を發揮し、いききと生活していくためには、早期から適切な支援や療育などを行うことが重要です。

本市においては、乳幼児期から老齢期までの総合的な支援制度の中で、早期療育通園センターや保育所・幼稚園での障がい児保育の実施、医療面では育成医療、児童補装具や日常生活用具等の給付などの各種社会保障制度の周知を図るとともに、関係機関の連携による相互の資質の向上に努めます。

学校においては、それぞれの障がいや発達に応じた個別の指導を行い支援計画を作成するなど、進学や進路指導の充実を関係機関との連携を図りながら強化するとともに、障がいに対する理解・認識を育てる教育を進めます。さらに、義務教育課程において障がい児の社会的自立に向けた就労支援を、学校、稚内市職親会、企業との協働で推進します。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
障害者自立支援給付等事業	障がいのある児童に対し、補装具の購入やショートステイ、デイサービスなどの障害福祉サービスを利用する際の費用の一部を給付します。	社会福祉課
障害者地域生活支援事業	障がいのある児童や保護者等からの相談に応じ必要な情報提供を行うとともに、重度の障がいのある児童に対しては、自立した生活を送るための支援用具等を給付します。また、障がいのある児童の日中における活動の場の確保や、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的とした事業等を実施します。	社会福祉課
生活安定支援事業 (特別障害者手当等給付事業)	重度の障がいのある児童(在宅で、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童)に対し障害児福祉手当を支給します。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給 (※市の実施計画外)	障がいのある児童(在宅で、20歳未満の児童)を監護する父または母、もしくは養育する方に対し特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
特別支援教育推進事業	教育上特別な支援を必要とする児童生徒の生活や学習上の困難を改善・克服するために必要な支援・指導を実施します。	学校教育課
早期療育通園センター事業	早期療育通園センターにおいて、障がいのある児童や発達に遅れがある児童又はその疑いがある児童に対し、デイサービスの実施(遊びをとおした心身や言語面等の発達の促進、対人関係の学び等の療育等)や対象児童、その家族に対する相談・指導を行います。	保健課
※幼稚園教育推進事業(再掲)	私立幼稚園において特別な支援を要する児童の受入に対し補助を行います。	こども課
※保育サービス提供事業(再掲)	公立保育所において特別な支援を要する児童の保育を行います。	こども課
※児童福祉相談事業(再掲)	専任の児童福祉相談員を配置し、障がいや問題を抱える、幼児・児童・生徒、一人ひとりの教育的、社会的ニーズに応じた指導や支援を行います。	こども課

第4章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

本市では昭和 61 年に次代を担う子ども達のすこやかな成長を願い『子育て平和都市』を宣言しました。子どもたちが変化する社会の中で生きていくことができるよう、基礎的・基本的知識・技能の確実な習得などが重要です。

また、幼少期における教育は生涯にわたる人格形成の上で大きな役割を果たします。家庭はすべての教育の出発点であり、「早寝早起き」「朝食を摂る」などは、子どもにとって望ましい基本的生活習慣です。

しかし、ニーズ調査で『子育てに関して日頃悩んでいることや、気になること』について、「子どもの教育（勉強・学力）」がもっとも多く、次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）」「子どもとの時間が充分とれない」「子どもを叱りすぎている気がする」などの意見が挙げられており、共働き家庭が増え、子どもとの関わりが充分持てず、子どもの求めに応じきれないといった悩みを抱えている世帯が多いことが垣間見えます。

学校においても『優しさとたくましさを兼ね備えた子どもの育成、子どもをあたたく見守る地域社会の再構築』を学校教育目標としていることから、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮しつつ、本計画の基本理念でもある「子育て運動」と連動した取り組みを進める必要があります。

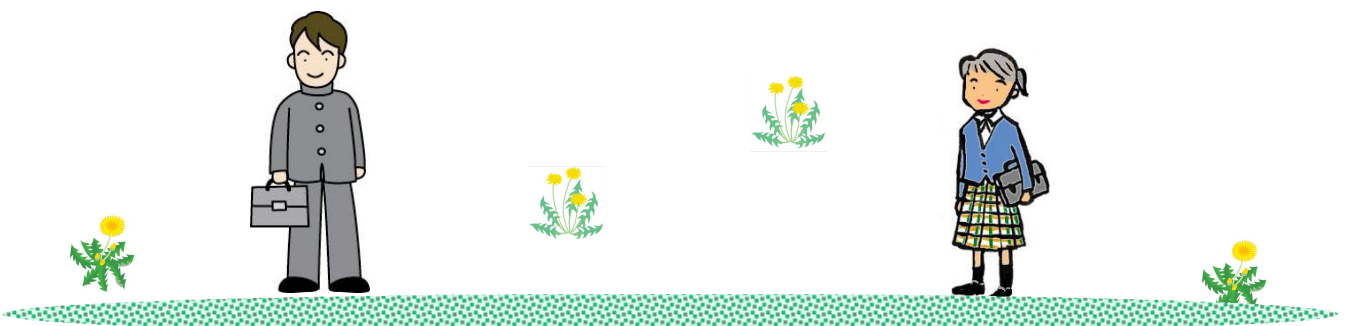
第1節 次代の親の育成

男女で協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解することは、次代の親となる中高生にとってはとても大切なことです。子育てについての勉強の場や乳幼児とふれあえる機会を提供し、子育てに関する知識の普及や子どもに対する愛着の醸成に努めます。

また、若年層に対し職業相談や就職に関する情報提供を行い、職業意識の向上を図ります。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
※雇用・労働安定対策事業 (再掲) (就職支援事業)	高校生が在学中から望ましい職業意識の形成や職業能力を身に付けることで、就職率の向上を図ります。 ・就職ガイダンス ・インターンシップ支援事業 ・就職意識形成事業	水産商工課
※親準備事業（再掲） (思春期教育事業)	思春期世代への教育を推進します。	保健課



第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

学校教育では、「生きる力」の育成を目指し、地域社会や幼稚園・保育所・小学校とも連携しながら体験的な学習活動の充実を図るため、一人ひとりの学力や学習の習熟度に応じたきめ細やかな学習指導の実施や、豊かな心を育くむ道徳教育を推進します。

また、非行や不登校に関しては、学校にスクールカウンセラーや心の教育相談員を配置していますが、子どもや保護者が気軽に相談できるよう、教育相談所・適応指導教室（つばさ学級）などの関係機関と連携した取組みを進めます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
学校運営事業	総合的な学習の時間における地域講師を活用します。	学校教育課
スポーツ活動推進事業	学校施設を活用したニュースポーツ普及講習会を開催します。	社会教育課
教育相談・不登校等対策事業	問題行動やいじめ・悩み等がある児童・生徒とその保護者の問題解決と改善を図るため、地域、教育関係機関及び福祉関係機関と密接に連携し、子どもや子育て家庭への指導援助や相談を実施します。	学校教育課
環境保全啓発事業	小中学生向け・社会人向けの環境教育・学習教材（副読本・DVDなど）を作成します。	地域振興課 衛生課
幼稚園教育推進事業	・幼稚園入園費の助成、就園奨励費の支給による通園しやすい環境を整備します。 ・幼稚園による幼児教室の開設・親子登園等を実施、支援します。	こども課
夢広がる学校づくり推進事業	各学校の創意工夫に基づく特色ある教育活動を推進するための事業を支援します。	学校教育課
小中一貫教育実践研究事業	各教科ごとの一貫カリキュラムの研究等を行い、小中一貫教育のシステムを構築します。	学校教育課
人権擁護推進事業	・人権に関する啓発運動を実施します。 ・人権作文コンテストの実施、人権教室等を開催します。	市民生活課
外国語教育強化事業	外国語指導助手（ALT）を小中学校等へ派遣します。	学校教育課
学校教育振興事業 （産業教育振興事業）	漁業・水産に関する産業教育を実践します。	学校教育課
子育て推進事業	教育講演会を開催します。	社会教育課
資格フェスタ開催事業 （※市の実施計画外）	資格フェスタを開催します。 （目指したい職業に就くために必要な資格や、資格の内容、取得方法等、資格と職業の関係について説明するなど、進路を考える機会の提供）	稚内北星学園大学
雇用・労働安定対策事業 （就職支援事業）	高校生が在学中から望ましい職業意識の形成や職業能力を身に付けることで、就職率の向上を図ります。 ・就職ガイダンス ・インターンシップ支援事業 ・就職意識形成事業	水産商工課

第3節 家庭や地域の教育力向上

近年、親の働き方や家庭環境の変化により、基本的な生活習慣等を含めた家庭での教育力が低下していることから、保育所、幼稚園、学校、地域におけるそれぞれの役割を相互に理解し、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まってきています。

そうしたことから、「子育て提言」が掲げる「家族のふれあい、いたわりを大切にしていますか」「学校・家庭・地域の力あわせを大切にしていますか」、「かわいいからこそ甘やかさない。生きる厳しさを教えていますか」、「ケータイ・ネットを使いこなせる力を育てましょう」、「子は親・大人、地域の鏡。大人どうしの力あわせを大切に」という5つの大きな柱を広く市民に啓発し、この提言が励行できる環境づくりを進めます。

また、子ども会活動、PTA活動、スポーツ活動を通じた地域行事への親子参加を積極的に働きかけ、子どもたちが健全に育成されるよう地域全体での子育て運動を促進し、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育センターに生涯学習推進アドバイザーを配置(学習相談、生涯学習事業の企画と運営など)します。 ・専門知識を持った生涯学習アドバイザーを社会教育施設に配置し、生涯学習に関する相談・指導や生涯学習事を企画・運営します。 	社会教育課
※図書館サービス提供事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ・読書感想文コンクール等を実施します。 ・図書館まつり・図書館フェスティバル等を開催します。 ・移動図書館車の運行による巡回図書サービスを提供します。 	図書館
スポーツ活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平和マラソン・平和駅伝を開催します。 ・健康体力づくりを推進します。 ・市民スポーツ活動を促進します。 ・市民が気軽に参加できる軽スポーツイベントを開催します。 ・各種スポーツ大会等を開催します。 ・スポーツ団体や指導者の育成、競技力の向上を図ります。 	社会教育課
社会教育活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校休業日を有効に活用できる機会を提供します。(こどもの広場、やさいクラブなど) ・生涯学習活動を行う団体、サークル、指導者、一芸名人の登録分野を紹介するリーフレット「学びと遊びの玉手箱」を発行・配布します 	社会教育課
子育て推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て提言」を啓発・励行します。 ・「子育て平和運動」を啓発し、イベント等を実施します。 ・子育て全市交流会を開催します。 	社会教育課



主な事業等	内容	所管課
子ども会活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成会活動を支援します。 ・子ども会育成会の研修と組織を強化します。 ・リーダーの育成と活動を支援します。 ・十夢宗谷の自然探検学校を開催します。 ・南極犬慰霊祭を開催します。 ・リーダースクールを実施します。 ・スポーツ大会・かるた大会を開催します。 	社会教育課
※青少年交流事業（再掲）	サハリン州の友好都市3市や群馬県太田市、沖縄県石垣市等、国内外の都市とのスポーツ、文化・学術等の交流や研修、調査、情報収集等の事業に対し支援します。	社会教育課 サハリン課
文化財保護事業	郷土の歴史や文化財を後世に引き継ぐため調査・保護を行うとともに、それらを学ぶための資料の作成や学習機会を創出します。	教育総務課
芸術・文化活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化事業振興協議会や文化協会の支援を行います。（優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供、市民文化祭の開催、文化関係団体・会員の資質向上・文化活動の推進） ・伝統文化の普及伝承を進めます。 ・文化サークルの育成・活動支援を行います。 ・各種作品展・発表会等の場を提供します。 ・舞台・演奏会等の鑑賞機会を提供します。 	社会教育課
社会教育活動支援事業 （出前講座事業）	各町内会や老人クラブ、学校、サークル・団体などの依頼を受け、木工や和紙工芸、しめ飾り作り、そば打ち体験等様々な講座を出前し、幅広く学習機会の提供を行います。	社会教育課
広報活動事業	生涯学習に関する情報を収集・提供します。	地域振興課
※ホームページ運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する市のホームページの改善・情報の更新を行います。 ・市のホームページから各教育機関や民間団体等のホームページへリンクしています。 	I T推進課



第5章 職業生活と家庭生活の両立(ワークライフバランス)の推進

現状と課題

ニーズ調査では、「子育てと仕事の両立に関わる悩み」として、「子どもや他の家族が急に病気になったとき仕事を休まざるを得ない」、「両親とも勤務時間が長く子どもと接する時間が少ない」、「祖父母に預かってもらっているが心苦しく感じている」等の回答が多くありました。

また、「子どもが病気になったときは、母親が仕事を休む」、「仕事以外にも家事・育児のほとんどを母親が行わなければならない」という回答も多く、こうした結果からも仕事と育児の両立の困難さや家庭内での家事、育児は母親の役割であるという固定的な意識があることがうかがわれます。

職業生活と家庭生活の両立を図るには、男女の家庭内での役割分担は重要ですが、平成20年に制定された「稚内市男女共同参画推進条例」や「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」の実現のため、社会全体で取り組むことが求められています。

第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

新たに策定された「稚内市男女共同参画行動計画」や、国が示している「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の具現化のため、社会全体が仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう「働き方の見直し」を進めることにより、働きながら子育てをしても親子がふれあう時間を十分持つておくようにすることが必要です。

また家事・育児等を男女がともに担うことが可能となるよう、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、情報提供を国、北海道、関係団体と連携を図りながら推進します。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画の理解と啓発活動を推進します。・男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。・互いの性の尊重と異性に対するあらゆる暴力を根絶します。・労働の場や地域社会等における男女共同参画を推進します。	社会教育課
雇用・労働安定対策事業	パート労働者の通年雇用促進や、新たな雇用の場の創出、雇用不安の解消するため、労働問題に関するセミナー・講演会の開催、市内事業所が雇用する従業員に対する職業訓練を行います。	水産商工課



第2節 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

仕事と子育ての両立支援のため、保育所の待機児童解消に取り組むとともに、多様な就労形態に対応するため、引き続き延長保育等のサービス提供に努めます。

保育所で対応できないサービスについては、ファミリー・サポート・センターや認可外保育施設の有効活用を図ることが必要であると考えます。

また、小学校低学年を対象とした学童保育所や児童館等の放課後対策や学校の余裕教室を活用した放課後子ども教室についても、地域のニーズに対応できるよう努めます。

さらに、国等の育児休業制度や各種制度についての情報提供を行い、両立支援に関する制度の周知を図ります。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
※子育て支援推進事業（再掲） （ファミリー・サポート・センター）	子育ての援助をしたい人と援助をしてほしい人をニーズに応じて紹介します。	こども課
※保育サービス提供事業（再掲）	保護者の就労形態に合わせた保育サービスを実施します。	こども課
※放課後健全育成事業（再掲）	放課後等に、子ども達に安全で自由に遊べる空間・生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、その保護者を支援します。	こども課
男女共同参画推進事業	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及に努めます。	社会教育課
※資格フェスタ開催事業（再掲：市の実施計画外）	資格フェスタを開催します。 （目指したい職業に就くために必要な資格や、資格の内容、取得方法など、資格と職業の関係について説明するなど、進路を考える機会の提供）	稚内北星学園大学



第6章 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

ニーズ調査の結果では、「身近で遊べる公園・遊園地の設置」「公園遊具の充実」「レジャー施設の設置」「冬期間親子で遊べる場の確保」や、「店舗の空きスペースに遊具設置の助成」を求める等の意見が多くありました。

このことから、既存の公園の有効活用やちびっこ広場に設置している遊具の安全性を確保し、親子が気軽に安らげる場の充実が必要と考えます。

また、本市の公共施設を乳幼児がいる親子が利用する場合、トイレや授乳する場所がないケースやベビーカーの使用に不便な段差・階段などがあり、今後、新たに公共施設を整備する場合、誰もが安心して利用できるバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、人に優しい生活環境の整備を推進することが求められています。

道路や交通機関に関するものでは、子どもと一緒に歩道を利用するとき、自転車や横一列に歩いている人たちに、遠慮しながら通行しなければならないといったマナーの悪さについて指摘する意見もありました。

冬期間の交通網整備や、自転車と歩行者が安心して通行ができるよう優先度に応じた道路計画を進めていかなければなりません。

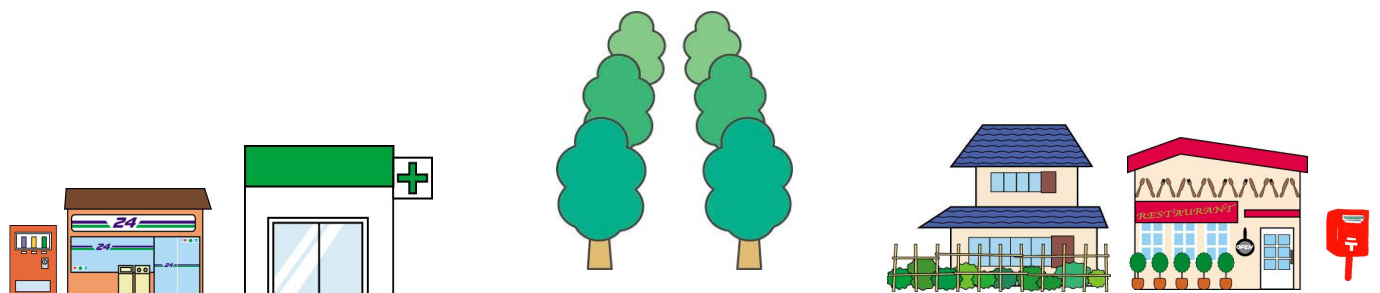
第1節 良質な住宅環境の確保

急激な社会変化や多様化する市民ニーズに対応する住宅施策を総合的に展開するため、「稚内市住宅マスタープラン」により、公共、民間の住宅施策の基本方針を定め、単に住宅建設だけではなく地域の気候風土や特性を活かしながら、リフォームやバリアフリー住宅への支援、周辺環境整備、除排雪の充実、防犯灯、街路灯などの整備を行い高齢者や子育て家庭にとっても、安全・安心な住宅地づくりを進めます。

市営住宅に子育て世帯を対象とした入居枠を設けるなど、子育て家庭に配慮した住宅環境の整備に努めます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
住環境整備事業 (市営住宅ストック・長寿命化計画等策定事業)	市営住宅ストック・長寿命化計画の策定に当たり、住宅に困窮する子育て世帯に対し、特定目的として子育て期間のみ入居可能な、市営住宅の整備を検討します。	都市整備課
まちなか居住等推進事業	「まちなか居住の動き」をつくるため、インターネットを活用した「まちなか居住ポータルサイト」を整備し、市民、事業者、行政が情報を共有し、まちなか居住の推進を図ります。	都市整備課



第2節 安全な道路交通環境や安心して外出できる環境の整備

市民生活の利便性を確保し歩行者や自転車者が安心して通行できるよう、優先度に応じた計画的な道路整備に努めます。街路樹や緑地を配置した歩行空間の創出等公共交通の整備を図るとともに、冬期間における通学路の確保を今後も優先的にを行います。

また、公園等の遊具の安全性を確保し、子どもが安心して遊べる場を確保します。

子どもを交通事故等から守るため、交通安全教育を学校や放課後の活動の場においても積極的に推進します。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
交通安全対策推進事業	青空教室や自転車啓発を行い、交通安全教育を推進します。	市民生活課
都市公園等整備運営事業	公園やちびっこ広場の遊具を整備します。	都市整備課
雪対策事業	市民、町内会、学校、企業等による除雪ボランティア活動を推進します。	土木課

第3節 安全・安心まちづくりの推進

子ども安全育成センターにおいて、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう学校内や周辺地域（通学路など）の見守りを行うスクールガードボランティア活動を継続するほか、青少年の非行防止に対する取組みや民間の事業者等の協力による「こども110番の家」と連携し、日常的な地域住民の見守りにより子ども達の安全対策を強化します。また、市の公用車両に青色回転灯を搭載し、市内巡回を行い子どもたちに注意を促しながら不審者を寄せ付けない運動等、今後も安全安心が確保できるよう努めます。

災害に備え、町内会や事業所単位における自主防災組織の新たな組織化を働きかけるほか、既に組織されている団体の支援に努めます。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
防犯活動推進事業	市の公用車両に青色回転灯を搭載し、青色防犯パトロールを実施します。	市民生活課
子育て推進事業 (子ども安全育成センター運営事業)	専任育成員による青色回転灯搭載車両での街頭育成指導を実施します。 市内の小・中・高等学校、社会教育施設等に「校外生活のめあて」を配布し、非行防止に努めます。 防犯教室等を開催し、不審者への対応方法や自己防衛の方法を指導します。 スクールガードの登録を推進します。 不審者情報に関わる携帯メール配信を充実します。 子ども安全育成センターだよりを発行し、市内小・中・高等学校及び関係施設に配布・掲示し、啓発活動を図ります。 青少年健全育成運動へ積極的に参加し、非行防止運動の協力を推進します。	社会教育課

第7章 子ども等の安全の確保

現状と課題

ニーズ調査の結果では、小学生の子を持つ親は登下校の安全に対する関心が高く、80%以上がスクールガード活動について認識していることが分かりました。

日本各地で子どもが犠牲になる痛ましい事件・事故が相次いで発生している現状から、学校を始めとする地域社会が子どもたちにとって安全・安心な環境を整備することは極めて重要なことです。

人間関係が希薄化する地域社会においては、市民一人ひとりが防犯意識を高め、警察署を始めとする関係機関や家庭、学校、地域の一層の連携を図り、交通安全対策、防犯活動の強化に努めることが必要です。

第1節 子どもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、学校、民間団体との連携・協力体制を強化し、地域ぐるみの交通事故防止対策の推進や交通安全意識の向上を図ります。

また、子どもを犯罪被害から守るためのスクールガード活動は全国的に誇れるものであり、家庭、町内会、学校、子ども安全育成センターなどと連携し防犯意識を高め、犯罪の抑制に努めます。

平成21年4月に施行された「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」は、子どもたちが携帯電話やインターネットからの有害情報による悪影響を受けないようにすることや、犯罪に巻き込まれないようにするために整備されました。この法律の趣旨を踏まえ「フィルタリング」することを子ども安全育成センターや学校が中心となり、保護者や事業者へ周知します。

更に、携帯電話メール機能を活用した「緊急情報提供システム」により不審者情報を発信し、リアルタイムで情報を共有する等事故の未然防止と防犯意識を高める取り組みを今後も継続します。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
子育て推進事業	<ul style="list-style-type: none">・スクールガードの登録を推進します。・地域安全安心マップを製作します。・子ども安全育成センターへの支援を行います。(街頭補導、非行防止ポスター・標語の募集、安全センターだよりの発行等)・不審者情報に関わる携帯メール配信を充実します。	社会教育課
※交通安全対策推進事業(再掲)	交通安全運動を実施することにより交通安全意識を高め、交通事故の根絶と死亡事故ゼロを目指し、安全で安心に暮らせる社会を実現します。	市民生活課

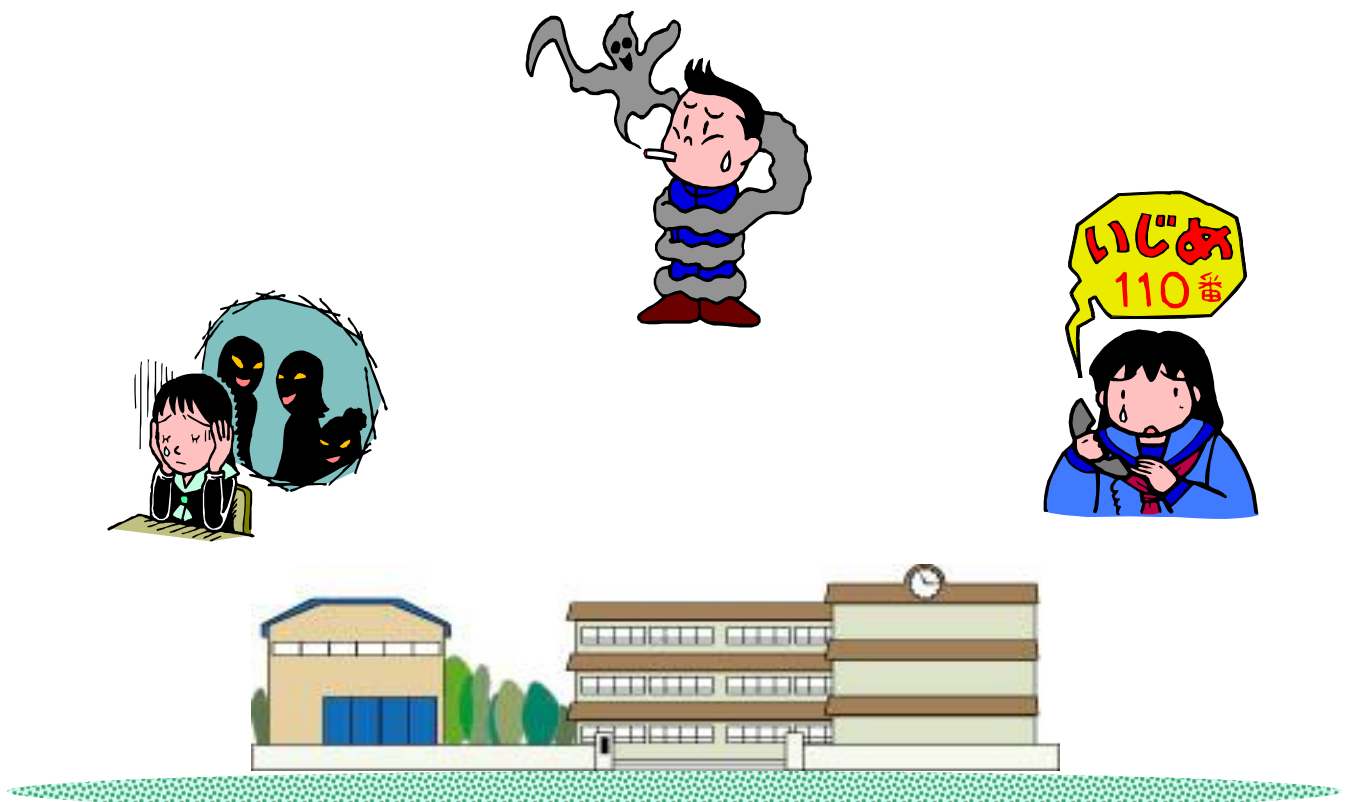


第2節 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもや家族の精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを今後も配置し、専門機関や「稚内市児童問題連絡会」と連携し、相談体制の充実を図ります。

【主な事業等】

主な事業等	内容	所管課
教育相談・不登校等対策事業	スクールカウンセラーによる学校訪問を行います。	学校教育課
人権擁護推進事業	人権心配ごと相談所での相談を実施します。	市民生活課
母子家庭等自立支援事業		
※稚内市児童問題連絡会事業（再掲）	関係機関と連携・協力し、児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や児童福祉に関わる困難事例を早期に発見するとともに、児童虐待防止の啓発活動を推進します。	こども課
※家庭児童相談・母子家庭自立支援事業（再掲）	専任の家庭児童相談員を配置し、家庭における児童虐待や養育等、様々な問題について相談・アドバイスをを行います。	
※児童福祉相談事業（再掲）	専任の児童福祉相談員を配置し、障がいや問題を抱える幼児・児童・生徒それぞれのケースに応じた指導や支援を行います。	



第3部 数値目標一覧

第1章 稚内市次世代育成支援行動計画特定12事業 数値目標

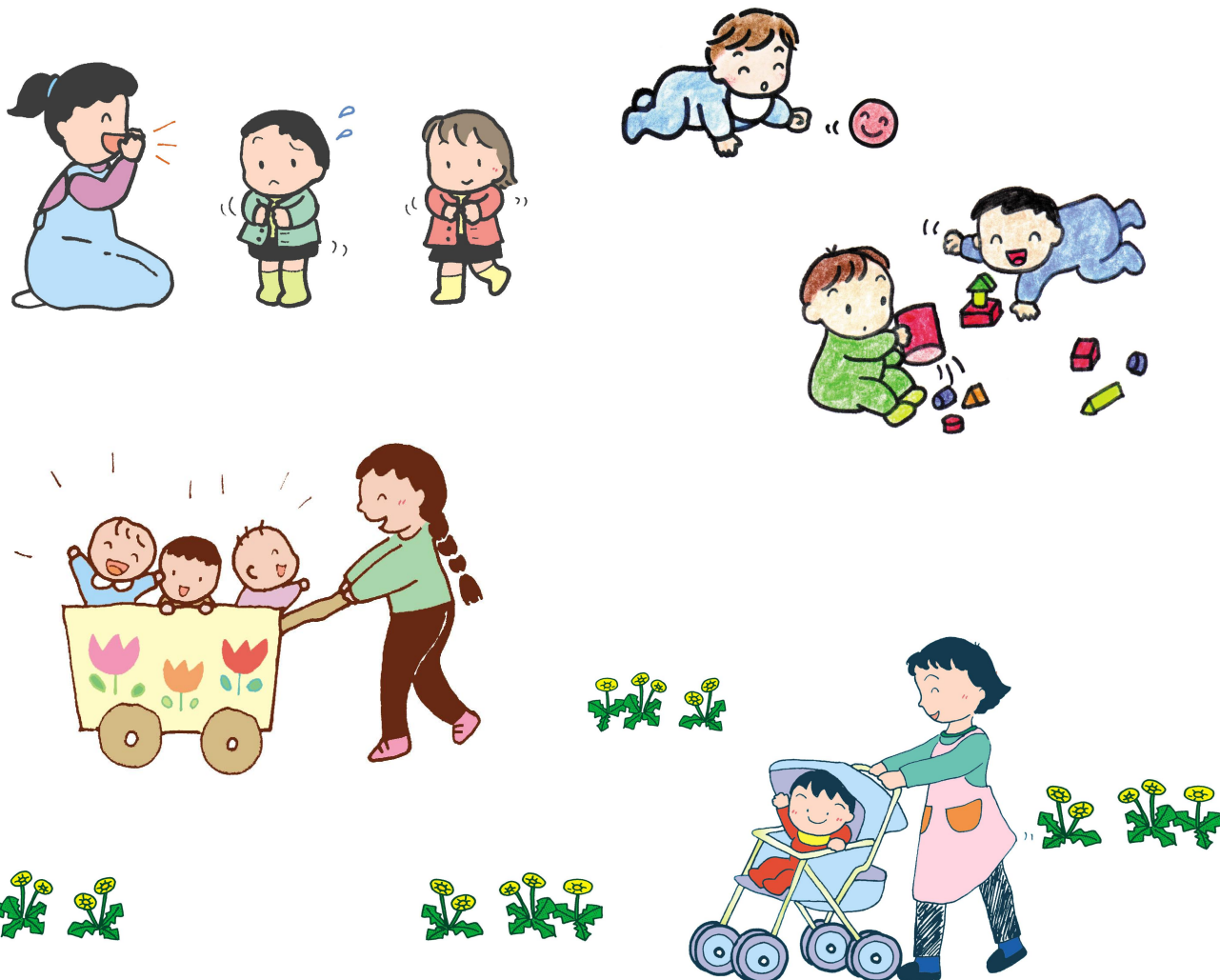
「稚内市次世代育成支援行動計画特定12事業」数値目標設定一覧

※この計画で取組みをしている事業・今後取組みをしようとする事業名

事業名	内容	平成21年度 実施事業	平成26年度 目標値
①病児・病後児保育事業 (病後児保育・施設型)	児童が発熱等急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童に保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行おうとするもの。	—	1ヶ所
②ファミリー・サポート・センター事業	保育の援助を受けたい人を行い人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時預かり等育児について助け合いを行おうとするもの。	1ヶ所	1ヶ所
③放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	小学校に入学している概ね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供するもの。	4ヶ所	4ヶ所
④ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が病気等の理由により児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等において児童を短期間(7日間程度)養育・保護するもの。	—	1ヶ所
⑤トワイライトステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設などにおいて、生活指導・食事の提供等を行おうとするもの。(宿泊可能)	—	1ヶ所
⑥一時預かり事業 (一時保育事業)	保育を利用していない家庭において、保護者の通院や社会参加活動等、また育児疲れの軽減のため、一時的な保育を行う一時預かり及び保護者の就労形態の多様化等に伴う柔軟な保育を行おうとするもの。	5ヶ所	5ヶ所
⑦特定保育事業 (短時間保育等)	就労形態の多様化(パート就労の増大化等)に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週2~3日程度、又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを行おうとするもの。	—	1ヶ所



事業名	内容	平成21年度 実施事業	平成26年度 目標値
⑧地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行おうとするもの。	3ヶ所	3ヶ所
⑨通常保育事業 (認可保育所)	日中就労等している保護者に代わり、保育に欠ける乳幼児を保育所において保育を実施するもの。(開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	410人	410人
⑩延長保育事業	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所において11時間の開所時間を超過して保育を行おうとするもの。	6ヶ所	6ヶ所
⑪休日保育事業	日曜・休日等を含めて年間を通じて開所する保育所を指定して実施するもの。	—	1ヶ所
⑫夜間保育事業	開所時間は概ね11時間以上とし、22時頃までの夜間保育を行おうとするもの。	—	—



第4部 資料編

第1章 稚内市次世代育成対策地域協議会

第1節 稚内市次世代育成対策地域協議会条例

稚内市次世代育成対策地域協議会条例

平成16年3月24日 条例第16号
改正 平成17年6月24日 条例第24号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、稚内市次世代育成対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 次世代育成支援行動計画（法第8条第1項に規定する市町村行動計画をいう。以下同じ。）に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画の実施に関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画の変更に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代育成支援行動計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 事業主関係者 2人以内
- (3) 教育関係者 2人以内
- (4) 子育て関係者 2人以内
- (5) 保健福祉関係者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日 条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 稚内市次世代育成対策地域協議会委員名簿

稚内市次世代育成対策地域協議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分	関 係 機 関 ・ 団 体 名
会 長	(株)富田組 社長 富田 伸司	事業主	稚内市勤労青少年ホーム振興会
副 会 長	稚内市立南中学校 校長 坪内 晃	教育関係者	稚内市校長会
委 員	高田板金 社長 高田 政志	事業主	稚内市勤労青少年ホーム振興会
委 員	商工労働観光課 課長 齋藤 正彦	学識経験者	宗谷支庁産業振興部
委 員	子ども・保健推進課 主査 原 春美	学識経験者	宗谷保健福祉事務所
委 員	稚内鈴蘭幼稚園 園長 根本 綾子	教育関係者	稚内私立幼稚園協会
委 員	稚内分室 分室長 野沢 修一	保健福祉関係者	旭川児童相談所
委 員	民生児童委員 金子 美恵	保健福祉関係者	稚内市民生児童委員連絡協議会
委 員	会長 石塚 智子	子育て関係者	稚内人権擁護委員協議会
委 員	世話人 根本 寿子	子育て関係者	遊びのキャラバン隊

第3節 稚内市次世代育成対策地域協議会経過

後期行動計画答申までの経過

<p><u>第1回 地域協議会</u> 日時：平成21年6月1日（月） 13：00～15：30 場所：市庁舎 市長会議室 出席者：8名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・役員選任（副会長の選任） （副会長：坪内 晃） ・後期行動計画策定に関する諮問 ・平成20年度事業実績報告について ・後期行動計画策定に係る今後の日程 について <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度事業実績報告書
<p><u>第2回 地域協議会</u> 日時：平成21年8月31日（月） 13：30～15：30 場所：市庁舎 市長会議室 出席者：8名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付（補欠委員） ・前期行動計画に係る事務事業評価について ・後期行動計画に係る特定事業について ・アンケート結果に伴う事業ニーズ量について <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期行動計画に係る事務事業評価（全233事業） ・後期行動計画に係る特定事業項目 ・ニーズ量及び目標事業量
<p><u>第3回 地域協議会</u> 日時：平成21年11月30日（月） 10：00～12：00 場所：市庁舎 市長会議室 出席者：8名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期行動計画に係る評価・検証について ・後期行動計画に係る平成26年度特定事業目標値について <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会における評価及び意見等 ・稚内市後期次世代育成支援行動計画特定12事業数値目標（案）代育成支援対策地域協議会議案 ・特定事業別概要
<p><u>第4回 地域協議会</u> 日時：平成22年2月18日（木） 10：00～12：00 場所：市庁舎 市長会議室 出席者：8名</p>	<p>【議事内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期行動計画答申案の審議について <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から平成26年度に係る「稚内市次世代育成支援行動計画（後期分）」答申案

稚内市子ども憲章

私たちは、稚内市開基120年・市制施行50年・開港50年を記念して、「夢発信！てっぺん会議」を開催しました。

21世紀の稚内が、この地に生きる全ての人にとって、平和で豊かな、そして心優しく文化の薫り高い故郷になるよう、手を取り合って積極的に生きることを誓い、本会議の名においてこの憲章を定めます。

- 1 みんなが、仲良くいじめを無くし、楽しく元気に学び生活できるよう、力を出し合いましょう。
- 2 みどり豊かな、魅力あふれる街づくりをめざして、自然を守り育てるよう、力を出し合いましょう。
- 3 ゆとりや生きがいが育つよう、文化・スポーツ交流に力を出し合いましょう。
- 4 安全で住み良い街づくりと、健康で楽しい生活が出来る施設の充実を願い、みんなで力を出し合いましょう。
- 5 国際平和と交流の輪を広げ、すべての国の人達が仲良くなるよう、共に力を出し合いましょう。
- 6 希望を持って働くことの出来る産業の振興を願い、故郷を学び、夢が実現できるよう力を出し合いましょう。
- 7 温かく思いやりのある街にするため、多くの人と交流し、助け合い、ボランティア活動に力を出し合いましょう。

(平成10年9月19日制定)

子育て平和都市宣言

日本最北端の国際都市・稚内は、戦争のない世界平和と美しい自然、かおり高い文化を永遠に願うふるさとでありたい。

ふるさとの次代を担う子どもたちのすこやかな成長と平和なまちづくりをすすめることは、すべての大人の責任である。

この願いをこめたふるさとづくりは、わたくしたち市民の責任である。

わたくしたち稚内市民は、市民ぐるみの子育てと平和をもとめる運動の責任と義務を自覚し、市民一人ひとりのたゆまぬ努力を誓って、ここに「子育て平和都市」を宣言する。

(昭和61年6月7日議会議決)